

証券コード 9419

2021年3月4日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスゲート
代表取締役CEO 池田 武 弘

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席にかえて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔書面の郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、36頁から37頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役4名に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.wirelessgate.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wirelessgate.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	10,745,349千円	前期比	584,506千円減 (5.2%減)
営業利益	71,801千円	前期比	25,547千円減 (26.2%減)
経常利益	61,721千円	前期比	5,426千円減 (8.1%減)
親会社株主に帰属する当期純損失	139,186千円	前期比	249,896千円減 (前期は親会社株主に帰属する当期純利益110,709千円)

当連結会計年度(2020年1月1日～2020年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により景気が急速に悪化し、緊急事態宣言解除後の経済活動は緩やかではありますが回復基調ではありましたが、11月以降に感染が再拡大しており景気の先行きについては、厳しい状況が続いております。

以上のような環境において当社グループの主力事業である、モバイルインターネットサービスのWiMAXにおきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いテレワークの推進等により、需要は大幅に増加しておりますが、緊急事態宣言を受け主な販路の営業時間短縮、店舗休業により一時的に契約獲得が鈍化したこと、周波数の有効利用の目的により旧WiMAXサービスが2020年3月31日にて終了したこと、情報通信業においても、消費者の購買動向がリアルからECへと想定以上の速度で変化していることに対応しきれなかったことなどにより前年実績を下回っております。

また、連結子会社である株式会社LTE-Xが行っているプライベートLTE構築支援事業（受託開発）においては、コロナの影響により、遅延あるいは中断などの影響が出ております。

一方で、クラウド事業においては、テレワークを導入・検討されている企業の需要が急増しており、大手住宅メーカーのリモート業務、大手通販事業者のリモートコールセンター業務向けのインフラとして利用して頂いていることから、年間の販売計画10,400ライセンスに対し、12月末時点において20,051ライセンスのご利用をいただいております。

なお、収益基盤を強化するために、事業を見直した結果SIM事業及び物販事業から撤退することに伴い事業再編損79,970千円、新型コロナウイルス感染症による外部環境の悪化に

より将来収益に関する不透明感が高まったことを踏まえ回収可能性を慎重に検討した結果、固定資産の減損処理を実施し、減損損失191,684千円を特別損失へ計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、10,745,349千円(前期比5.2%減)、営業利益71,801千円(前期比26.2%減)、経常利益61,721千円(前期比8.1%減)、親会社株主に帰属する当期純損失139,186千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益110,709千円)となりました。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります。売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

当連結会計年度におけるワイヤレス・ブロードバンド事業の売上高は10,545,976千円(前期比4.6%減)となりました。

・モバイルインターネットサービス

当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は9,744,009千円(前期比6.5%減)となりました。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX2+」の売上高については、周波数の有効利用の目的により旧WiMAXサービスが2020年3月31日にて終了したこと、また主な販路の営業時間短縮、店舗休業、外出自粛の影響、さらに消費者の購買動向がリアルからECへと変化しつつあることなどにより前期を下回りました。

「ワイヤレスゲートSIM」の売上高については、新型コロナウイルス感染症による影響により、訪日外国人が大幅に減少したことなどから前期を大きく下回りました。

・公衆無線LANサービス

7月より開始した「ワイヤレスゲートWiFi+スマホ保険付き」の販売が好調であったことから、当連結会計年度における公衆無線LANサービスの売上高は510,357千円(前期比7.6%増)となりました。

・オプションサービス

家電量販店等において取り扱いを行っている、モバイルセキュリティアプリケーション等の販売になります。モバイルセキュリティアプリケーションの販路を拡大した効果等により、当連結会計年度におけるオプションサービスの売上高は134,876千円(前期比48.6%増)となりました。

- ・ レンタルWi-Fiサービス

価格.comにおいて取り扱いを行っている「モバイルレンタルWi-Fi」等の販売になります。新たにモバイルレンタルWi-Fi機器のSIMを提供するサービスを開始したこと等により、当連結会計年度におけるレンタルWi-Fiサービスの売上高は137,141千円（前期比298.1%増）となりました。

- ・ その他

小型の紛失防止IoTデバイス「MAMORIO」の販売等になります。新型コロナウイルス感染症による、主な販路の営業時間短縮、店舗休業、外出自粛の影響により来店数が減少したことなどから、当連結会計年度におけるその他の売上高は19,590千円（前期比40.8%減）となりました。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

当連結会計年度におけるワイヤレス・ビジネスドメイン事業の売上高は199,373千円（前期比27.1%減）となりました。

- ・ LTE-X事業

リモートワークソリューション、教育ICTソリューションなどのクラウド事業、およびプライベートLTE構築支援事業等を行っております。

プライベートLTE構築支援事業では、新型コロナウイルス感染症拡大により、現地での作業が一部遅延および中断などの影響が出ております。

一方で、クラウド事業は、新型コロナウイルスの感染症対策としてテレワークを導入・検討されている企業等の課題解決の支援としてリモートワークソリューションを6月末まで無償提供していることなどにより、計画対比では遅れが発生しているものの、獲得ライセンス数は、計画を大幅に上回って推移しており、順調に事業が拡大しております。この結果、当連結会計年度におけるLTE-X事業の売上高は152,438千円（前期比16.9%減）となりました。

- ・ その他法人向けサービス

「認証プラットフォームサービス」、「Wi-Fiインフラ事業」、「IoTサービス」、「法人向けSIMサービス」の提供となります。2019年度から事業を戦略的に縮小していることから、当連結会計年度におけるその他法人向けサービスの売上高は46,935千円（前期比47.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は84,511千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年12月期)	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	11,830,540	11,416,775	11,329,855	10,745,349
経常利益又は経常損失(△)(千円)	782,405	△1,084,430	67,147	61,721
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	461,295	△2,107,857	110,709	△139,186
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	44.40	△200.52	10.51	△13.07
総 資 産(千円)	6,197,079	3,924,826	4,295,534	3,752,365
純 資 産(千円)	3,337,174	876,695	1,205,650	802,334
1株当たり純資産額(円)	307.96	80.21	101.53	74.15

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年12月期)	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	11,828,547	11,416,182	11,146,317	10,592,911
経 常 利 益(千円)	993,667	310,202	149,458	186,550
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	637,778	△2,252,479	152,083	△341,165
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	61.39	△214.28	14.44	△32.03
総 資 産(千円)	6,378,988	4,028,565	4,123,872	3,596,867
純 資 産(千円)	3,533,903	1,010,926	1,174,941	857,639
1株当たり純資産額(円)	337.13	95.34	109.68	79.31

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社LTE-X	306,004千円	54.2%	グローバル・プライベート・セキュリティプラットフォームの提供
株式会社ワイヤレス マーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	マーケティング支援

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループのビジョンである「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」ために、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 安定収益事業の拡充について

当社グループのビジネス領域であるワイヤレス・ブロードバンド市場は、厳しい競争環境が継続しております。一方で、通信インフラや通信端末の更なる成熟により、通信サービス周辺でのビジネス機会が拡大しており、外部環境に適切に対応すべく従来は主力事業であるWiMAXを実店舗のみ販売しておりましたが、新たに自社EC（電子商取引）サイトを立ち上げ販売を開始し販路拡大を図っております。また提供する通信サービスのブラッシュアップを実行し利益の拡大に取り組んでまいります。

② 新規事業の創設について

当社グループが持つ通信インフラやセキュリティプラットフォームを活用した新しい価値を創造することを目指として、リモートライフサポート事業（教育、娯楽、安心を提供する商品開発と販売強化）地方DXプラットフォーム事業（地域に適したプライベートネットワークを構築し、IoT、AI、ロボット等を活用した地方創生サービス）などを開始予定ですが、未確定な要素が多く、成長事業として着実に歩みだすための体制の構築を行い、事業活動の推進を行ってまいります。

③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

イ. モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線LANを利用することができる「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX2+」及び「ワイヤレスゲートSIM」等のサービスを提供しております。

利用者は、公衆無線LANサービスで利用可能なWi-Fiスポットに加え、非常に広域なエリアで、高速インターネット接続を行うことが可能です。

ロ. 公衆無線LANサービス

主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国4万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービス「ワイヤレスゲートWi-Fi」を提供しております。

利用者は「ワイヤレスゲートWi-Fi」への申込を行えば、別途、公衆無線LAN事業者やインターネットプロバイダとの契約を行うことなく、複数の公衆無線LAN事業者のWi-Fiスポットを1つのIDで利用でき、最大54Mbpsでの高速インターネット接続を行うことが可能です。

ハ．オプションサービス

モバイルインターネットサービス及び公衆無線LANサービスをより安全かつ快適にご利用いただくためのオプションサービスとして、「セキュリティサービス」、「電話リモートサービス」及び「スマート留守番」等のサービスを提供しております。

ニ．レンタルWi-Fiサービス

価格.comにおいて取り扱いを行っている「モバイルレンタルWi-Fi」等の販売を行っております。

ホ．その他

小型の紛失防止IoTデバイス「MAMORIO」等のIoT関連の物品販売を行っております。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

イ．LTE-X事業

サイバーセキュリティソリューションの提供及びプライベートネットワーク構築支援等を当社の連結子会社であるLTE-Xが行っている事業であります。

ロ．その他法人向けサービス

当社グループが保有するWi-Fi環境の構築・運用等のノウハウを活用した「Wi-Fiインフラ事業」、当社グループが保有するLTEネットワークを活用した「IoTサービス」及び「プリペイドSIMサービス」、「認証プラットフォームサービス」の提供を法人向けに行っております。

(6) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社LTE-X

本社：東京都中央区

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
26 (0) 名	4 (△2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を計算し()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
20 (0) 名	2 (△2) 名	39.1歳	3.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を計算し()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借入残高
株式会社りそな銀行	841,650千円
株式会社三井住友銀行	80,000千円
株式会社みずほ銀行	80,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	80,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,800,000株

② 発行済株式の総数 10,779,774株

(注) 発行済株式の総数は130,400株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 130,400株

③ 株主数 6,712名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ	1,416,400株	13.2%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	958,100株	8.9%
池 田 武 弘	819,969株	7.6%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	521,400株	4.8%
藤 沢 昭 和	400,000株	3.7%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	314,900株	2.9%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	236,000株	2.2%
原 田 実	214,169株	1.9%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	180,000株	1.6%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	145,100株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 C E O	池 田 武 弘	株式会社LTE-X 代表取締役CEO 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役
取 締 役 C A O	原 田 実	株式会社LTE-X 取締役 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役
取 締 役 執行役員営業本部長	成 田 徹	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	若 本 英 徳	ジェノダイブファーマ株式会社 取締役 イーメックス株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 龍 男	株式会社LTE-X 監査役 株式会社オールアバウト 常勤監査役 株式会社オールアバウトライフマーケティング 監査役 株式会社インターネットインフィニティー 監査役 HRソリューションズ株式会社 監査役 株式会社星野 社外取締役 株式会社セルム 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 康 宏	TAK-Circulator株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）渡邊龍男氏及び西康宏氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西康宏氏は、複数の上場会社でCFOを務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、若本英徳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）渡邊龍男氏及び西康宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	基本報酬		株式報酬		報酬等の総額 (千円)
	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)	
取締役（監査等委員を除く）	3	58,392	— (—)	— (—)	58,392
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	27,240 (12,240)	— (—)	— (—)	27,240 (12,240)
合計 （うち社外取締役）	6 (2)	85,632 (12,240)	— (—)	— (—)	85,632 (12,240)

(注) 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額270,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、業績連動型株式報酬につきましては、2016年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬とは別枠で決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2020年12月31日現在）

- ・取締役（監査等委員）渡邊龍男氏は、株式会社LTE-X監査役、株式会社オールアバウト常勤監査役、株式会社オールアバウトライフマーケティング監査役、株式会社インターネットインフィニティー監査役、HRソリューションズ株式会社監査役及び株式会社星野社外取締役、株式会社セルム社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西康宏氏は、TAK-Circulator株式会社代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 渡 邊 龍 男	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。 他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 西 康 宏	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。 過去に複数の上場会社の役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

25,000千円

ロ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、以下の項目につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.wirelessgate.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(6) 会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,891,091	流 動 負 債	2,740,026
現 金 及 び 預 金	1,148,460	買 掛 金	1,239,777
売 掛 金	1,099,338	短 期 借 入 金	550,000
商 品	47,624	1 年 内 返 済 予 定 の 金	364,968
前 渡 金	397,517	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	188,443	1 年 内 償 還 予 定 の 金	60,000
そ の 他	25,650	新 株 予 約 権 付 社 債	
貸 倒 引 当 金	△15,943	未 払 金	440,768
固 定 資 産	861,273	未 払 法 人 税 等	36,841
有 形 固 定 資 産	93,759	そ の 他	47,671
建 物	11,303	固 定 負 債	210,004
そ の 他	82,456	長 期 借 入 金	200,042
無 形 固 定 資 産	114,713	資 産 除 去 債 務	9,962
投 資 そ の 他 の 資 産	652,800	負 債 合 計	2,950,031
投 資 有 価 証 券	145,300	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	250,676	株 主 資 本	795,398
保 険 積 立 金	203,216	資 本 金	908,009
繰 延 税 金 資 産	30,877	資 本 剰 余 金	787,727
そ の 他	79,693	利 益 剰 余 金	△772,681
貸 倒 引 当 金	△56,964	自 己 株 式	△127,657
資 産 合 計	3,752,365	新 株 予 約 権	6,935
		純 資 産 合 計	802,334
		負 債 純 資 産 合 計	3,752,365

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,745,349
売上原価	7,283,225
売上総利益	3,462,123
販売費及び一般管理費	3,390,322
営業利益	71,801
営業外収益	
受取利息	3
未払配当金除斥益	1,125
ライセンズ収入	7,585
貸倒引当金戻入	4,500
その他	1,190
営業外費用	
支払利息	4,494
株式交付費	163
投資事業組合運用損	5,507
長期前払費用償却	13,999
その他	318
経常利益	61,721
特別損失	
投資有価証券評価損	8,246
事業再編損	79,970
減損損失	191,684
税金等調整前当期純損失	△218,179
法人税、住民税及び事業税	25,959
法人税等調整額	△4,959
当期純損失	△239,179
非支配株主に帰属する当期純損失	△99,992
親会社株主に帰属する当期純損失	△139,186

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,763,897	流 動 負 債	2,537,623
現 金 及 び 預 金	970,386	買 掛 金	1,202,845
売 掛 金	1,087,677	短 期 借 入 金	500,000
商 品	47,624	1 年 内 返 済 予 定 の 金	340,008
前 渡 金	374,378	長 期 借 入 金	431,201
前 払 費 用	184,178	未 払 金	431,201
関係会社短期貸付金	100,000	未 払 法 人 税 等	35,190
そ の 他	15,595	未 払 消 費 税 等	18,503
貸 倒 引 当 金	△15,943	預 り 金	5,817
		前 受 収 益	974
		そ の 他	3,081
固 定 資 産	832,969	固 定 負 債	201,604
有 形 固 定 資 産	62,595	長 期 借 入 金	191,642
建 物	9,076	資 産 除 去 債 務	9,962
工具、器具及び備品	53,518		
無 形 固 定 資 産	9,145	負 債 合 計	2,739,227
ソ フ ト ウ ェ ア	9,145	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	761,228	株 主 資 本	850,703
投 資 有 価 証 券	145,300	資 本 金	908,009
関係会社株式	108,427	資 本 剰 余 金	847,230
長期前払費用	250,676	資 本 準 備 金	847,230
保 険 積 立 金	203,216	利 益 剰 余 金	△776,878
繰 延 税 金 資 産	30,877	そ の 他 利 益 剰 余 金	△776,878
未 収 入 金	56,964	繰 越 利 益 剰 余 金	△776,878
そ の 他	22,729	自 己 株 式	△127,657
貸 倒 引 当 金	△56,964	新 株 予 約 権	6,935
		純 資 産 合 計	857,639
資 産 合 計	3,596,867	負 債 純 資 産 合 計	3,596,867

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,592,911
売上原価	7,088,281
売上総利益	3,504,629
販売費及び一般管理費	3,309,013
営業利益	195,616
営業外収益	
受取利息	223
業務受託料	600
受取家賃	25
未払配当金除斥益	1,125
ライセンス収入	7,585
貸倒引当金戻入	4,500
その他	1,174
営業外費用	
支払利息	4,313
投資事業組合運用損	5,507
長期前払費用償却	13,999
その他	478
経常利益	24,299
特別損失	186,550
固定資産除却損	0
関係会社株式評価損	375,184
投資有価証券評価損	8,246
事業再編損	79,970
減損損失	43,784
税引前当期純損失	507,186
法人税、住民税及び事業税	△320,635
法人税等調整額	25,490
当期純損失	△4,959
	20,530
	△341,165

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 塚	正 貴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工 藤	雄 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 工藤 雄一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの2020年1月1日から2020年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社ワイヤレスゲート 監査等委員会

常勤監査等委員 若本英徳 ㊟

監査等委員 渡邊龍男 ㊟

監査等委員 西康宏 ㊟

(注) 監査等委員渡邊龍男及び西康宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとしたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 （目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) （省略） （新設） (9) 前各号に附帯する一切の業務	第2条 （目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) （現行どおり） (9) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 <u>(10)</u> 前各号に附帯する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たな事業の創出のため1名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。監査等委員会は全ての候補者が適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はま のぶ ひろ 濱 暢 宏 (1976年1月6日)	1998年4月 シャープ株式会社 入社 2014年1月 日本交通株式会社 総務財務部長 2016年9月 JapanTaxi株式会社 (現 株式会社Mobility Technologies) 取締役COO 2017年9月 日本交通株式会社 経営企画部長 2018年4月 大国自動車交通株式会社 代表取締役社長 2019年4月 株式会社フォーキャスト (現 株式会社ヨーク) 経営企画GM 兼 経営サポート部GM 2019年12月 同 経営管理本部SGM 兼 経営企画部GM 2020年6月 株式会社ワイヤレスゲート 執行役員 新規事業本部長（現任） 候補者としての理由等 濱暢宏氏は、上場会社等において様々なサービス開発や新規事業創出を行うとともに複数の事業会社にて事業運営および企業経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社グループへの変革をもたらす持続可能な成長サイクルを生み出していただけると判断したことから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	はら だ みのる 原 田 実 (1965年7月19日)	1990年4月 マニフアクチュアランス・ハノーバー銀行 (現 JPモルガン・チェース銀行) 入行 1997年1月 株式会社NEC総研(現 NECマネジメントパート ナー株式会社) 入社 1998年10月 ライコスジャパン株式会社 (現 楽天株式会社) 入社 1999年11月 株式会社ライブドア (現 NHNテコラス株式会社) 入社 2000年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO 2004年1月 株式会社トリプレットゲート(現 当社) 設立 取締役 2010年12月 株式会社トリプレットゲート(現 当社) 取締役COOセールス・マーケティンググループ 長 2012年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役(現任) 2014年3月 当社 取締役COO退任 2015年3月 当社 取締役CAO 2016年3月 フォン・ジャパン株式会社 社外取締役 2016年9月 株式会社LTE-X 監査役 2018年3月 株式会社LTE-X 取締役(現任) 2018年10月 当社 取締役CFO兼CAO 2020年3月 当社 取締役CAO(現任) 候補者とした理由等 原田実氏は、2004年1月の当社設立時より、共同創業者と して当社グループの経営に参画し、当社グループが展開す る無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。 同氏の経営実績、事業における高い知見及び能力は、 今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必 要であると判断したことから、引き続き取締役候補者とし て選任をお願いするものであります。	214,169株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	なり た とおる 成 田 徹 (1975年 1 月30日)	1998年 4 月 DDIポケット株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 入社 2010年10月 株式会社トリプレットゲート (現 当社) 入社 2012年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役 (現任) 2014年10月 当社 営業本部長 2015年 3 月 当社 執行役員営業本部長 2020年 3 月 当社 取締役執行役員営業本部長 (現任) 候補者とした理由等 成田徹氏は、2010年10月に当社へ入社して以来、11年にわたり営業を牽引し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の営業実績、通信事業における高い知見及びリーダーシップは、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
4	いけ だ たけ ひろ 池田 武 弘 (1972年4月12日)	1999年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 (現 株式会社NTTドコモ) 入社 2004年1月 株式会社トリプレットゲート (現 当社) 設立 代表取締役社長 2010年12月 株式会社トリプレットゲート (現 当社) 代表取締役CEO 2012年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役 (現任) 2014年10月 当社 代表取締役CEO (現任) 2016年9月 株式会社LTE-X 代表取締役CEO (現任) 候補者とした理由等 池田武弘氏 (工学博士) は、2004年1月に当社を設立して以来、17年にわたり経営を指揮し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及びリーダーシップは、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	819,969株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2020年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年5月に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、若本英徳氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
えぐち まりえ 江口 真理恵 (現姓：坂口) (1985年9月28日)	2011年12月 弁護士登録 2012年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 2014年7月 祝田法律事務所 入所 選任理由および期待される役割の概要 (注) 4をご覧ください。	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江口真理恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 江口真理恵氏の戸籍上の氏名は、坂口真理恵であります。
4. 江口真理恵氏を社外取締役候補者とした理由は、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有されていることからです。同氏は特にコーポレート・ガバナンスに関する知見および経験を有しており、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上への寄与を期待しております。
5. 当社は、本総会において同氏が原案どおり選任され監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年5月に当該保険契約を更新する予定です。
7. 当社は、本総会において同氏が原案どおり選任され監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。
8. 「所有する当社の株式数」については、2020年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 取締役4名に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件

当社は、2016年3月25日開催の当社第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額として年額2億7千万円以内、監査等委員である取締役に対する報酬等の額として年額4千万円以内をご承認いただいておりますが、当社取締役が当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、上記各報酬等の額とは別枠で、当社取締役のうち、第4号議が原案どおり承認可決された場合に取締役に就任予定の濱 暢宏及び成田 徹、監査等委員である取締役西 康宏並びに監査等委員である取締役渡邊 龍男（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、2021年12月期から2023年12月期での3年間の報酬等として、2021年12月期中に、以下のとおり株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権をそれぞれ40,000,000円、12,000,000円、4,000,000円及び4,000,000円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

本新株予約権は、当社取締役が当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としており、その額及び数は、当社における各取締役に期待される貢献度等を勘案して設定しているものであること、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.3%とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

本新株予約権の割当てに際しては、当社は新株予約権の割当てを受ける対象取締役に對し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本報酬の対象取締役は取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役2名となります。

付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。なお、本議案は、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生ずるものとします。

1. 新株予約権の割当の対象者及び割り当てる新株予約権の数

監査等委員でない対象取締役については1,300個、監査等委員である対象取締役については200個とし、各対象取締役について、それぞれ以下に定める数の新株予約権を割り当てるものとします。

当社取締役	濱 暢宏	1,000個
当社取締役	成田 徹	300個
当社監査等委員である社外取締役	西 康宏	100個
当社監査等委員である社外取締役	渡邊 龍男	100個

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行います。かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

3. 新株予約権の総数

1,500個とします。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当に際して新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行は、取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに行う新株予約権の発行であり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は財産の給付を要しないものとします。

6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会において定めます。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者以外の者は新株予約権を行使することはできません。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、2023年12月期の当社損益計算書上の営業利益（単体）が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - ① 400,000千円を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の100%
 - ② 200,000千円を超え、400,000千円未満の場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%
- (3) 2023年12月期の当社損益計算書上の営業利益（単体）に関して、上記①又は②の目標数値を下回った場合、2023年12月期に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、新株予約権は消滅する。
- (4) 上記(2)及び(3)に関して、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会において合理的に定めるものとする。
- (5) 新株予約権の割当てを受けた者は、2023年12月31日時点において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (6) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、新株予約権を行使することができません。
- (7) その他の新株予約権の行使条件の細目については、当社取締役会において定めます。

9. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の当社取締役会で定める組織再編等に関する議案が当社株主総会（当該組織再編等に関して株主総会の承認を要しない場合は当社取締役会）で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

メ モ

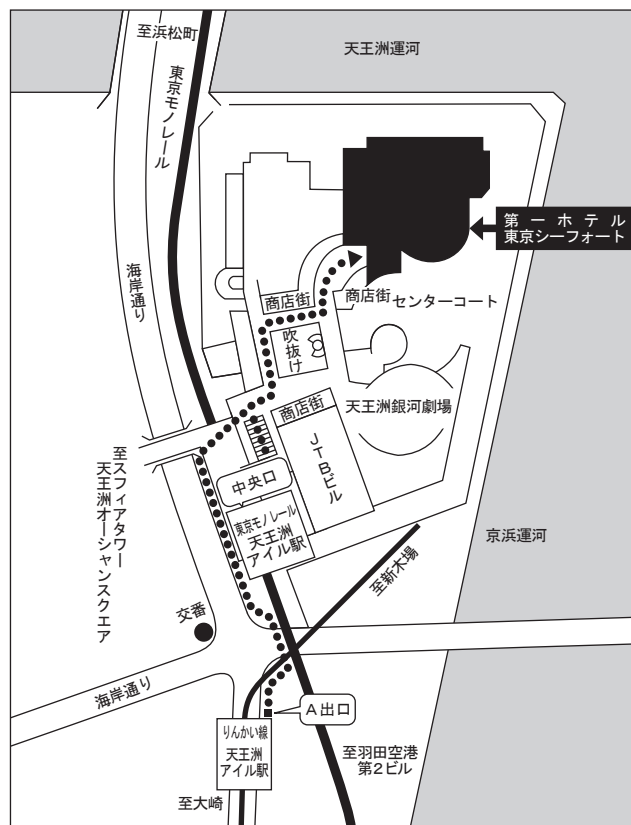
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

- <会場> 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
- <交通> ・東京モノレール 「天王洲アイル」駅下車 中央口直結
・りんかい線 「天王洲アイル」駅下車 A出口から徒歩約4分
・JR品川駅 港南口（東口）より都営バスで約5分
「天王洲アイル循環」バス「天王洲アイル」下車
「りんかい線天王洲アイル駅」行きバス「天王洲アイル」下車
- <電話> 03-5460-4411



* 会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。